

表1 飲食店行為として取り扱うことのできる食品

分類	臨時営業者の取扱食品	臨時出店者が取扱うことのできる食品
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁	事前に仕込み(細切、煮込み等)し、その場で煮込んだもの
焼物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚	事前に仕込み(細切等)し冷蔵した具を、その場で焼いたもの
お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス	その場で水に溶いた小麦粉等と、事前に仕込み(細切等)した具をその場で混ぜ合わせて焼いたもの
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい	農産物や事前に仕込みした具をその場で茹でるか、蒸したものの
めん類	焼きそば、即席カップ麺	焼きそば、即席カップ麺
揚物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト	事前に仕込み(細切等)した具を、その場で調製した溶き粉、パン粉につけて油で揚げたもの
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	事前に調製した材料を用いて、その場で小分け、希釈、混合、調味するもので、通常喫茶店営業にて提供される飲料、茶菓、甘味食品
ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類	ソーセージ類をそのまま、若しくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類、ハンバーガー類(パンに、熱調理した食肉ミンチ等をはさんだもの)
酒類	日本酒、ビール、焼酎等	日本酒、ビール、焼酎等

表2 菓子製造行為として取り扱うことのできる食品

分類	臨時営業者の取扱食品	臨時出店者が取扱うことのできる食品
焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で焼いたもの
揚菓子類	ドーナッツ、大学芋	事前に仕込み(混合、成形等)した具を、その場で油で揚げたもの
団子菓子類	草団子、焼き団子	事前に団子に成型したものを、その場で焼くか蒸すか、それに事前に仕込みした具をからめたもの
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	事前に仕込み(混合、成形等)したまんじゅうをその場で加熱したもの
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼	事前に仕込みした原料を用いて、その場で簡単な加工を行って作るあめ菓子
もち菓子類		事前についた餅に、事前に仕込みした具をからめたもの
その他	果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの)	果実チョコ(果実にチョコレートをからめたもの)、蒸しパン

表3 食料品販売行為において取り扱うことのできる食品(臨時出店者のみ)

食品衛生法の販売許可が不要な食品及び食料品等販売業の許可対象食品で、法令等により保存基準が定められていない食品。野菜・果実以外は、容器包装に入れられたものに限る。

(例示)
野菜・果実、煮豆、つくだ煮、漬物、魚介加工品、菓子(洋生菓子を除く。)、アイスクリーム、レトルト食品、缶詰、びん詰食品

注意事項(臨時営業者及び臨時出店者共通)

飲食店営業、あるいは菓子製造業の許可を受けた固定店舗以外では餅つきは認められません。

臨時出店者が出店する場合は

「行事における臨時営業等の取扱要綱」第八 臨時出店者に関する規定
「地域保健法(昭和22年法律第101号)第六条」

縁日、祭礼等の行事において、不特定多数を対象として簡易な施設を設け食品を提供する行為を行っても、以下の要件を満たす場合は営業許可を必要としません。しかし、食品衛生上の危害の発生を防止するため、臨時出店者は保健所の指導に従ってください。

1 出店行事の範囲

臨時出店者は、以下の要件を満たすものをいいます。

- (1) 出店地を所管する地方公共団体(市町村及び都)、国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事に出店すること。
- (2) 飲食店行為、菓子製造行為及び食料品販売行為を行うこと。
- (3) 出店日数が原則として一年に五日以下であること。

2 臨時出店の届出

行事主催者は、以下の行為を行ってください。

- (1) あらかじめ出店地を所管する保健所に取扱食品や施設基準等について指導を受ける。
- (2) 臨時出店者が記入した「臨時出店届」を添付した「行事開催届」を提出し、臨時出店届に受理印を受けたものの写しの交付を受ける。
※届出書類は2部ずつ提出し、保健所の受理印を受けたものの一部の交付を受けること。
- (3) 臨時出店届に受理印を受けたものの写しを出店施設の見やすいところに掲示する。

3 出店するに当たっての注意事項

- (1) 取扱食品は、原則として臨時営業の取扱食品の規定に準すること。(表1~3参照)
- (2) 施設及び食品の取扱方法は、臨時営業の施設基準及び公衆衛生上講ずべき措置の基準の規定に準すること。
- (3) 近隣に迷惑な行為をしない、また客にもさせないこと。
- (4) 出店場所、時間等について、関係法令に違反しないようにすること。
- (5) 出店に際しては、食品衛生法の規定を遵守すること。

行事において必要な許可あるいは届出とは?

一時的に催される行事である。

はい

不特定多数の者が自由に参加できる行事である。

はい

営利を主目的としない行事である。※1
(専ら物品販売や興行などでない)

はい

出店地を所管する地方公共団体(市町村及び都)、国又は住民団体が関与する公共的目的を有する行事

はい

日数が原則として一年に五日以下である

はい

臨時出店者
行事開催届及び臨時出店届※2

通常の許可

臨時営業

- 1 飲食店営業(臨時)
- 2 菓子製造業(臨時)

※1 行事に出店することを業とする者は、いずれの場合も許可が必要です。
※2 食品衛生上の危害の発生を防止するためには届出だけでなく、保健所の指導に従う必要があります。